

安中市公式 Instagram（インスタグラム）運用方針

（目的）

第1条 本運用方針は、安中市公式 Instagram を市民等への写真等を利用した情報提供媒体として運用するために必要な基本事項を定めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条 本運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)アカウント：Instagram を設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (2)フォロー：他のユーザーの投稿を受信するように登録すること

（運用管理）

第3条 管理者は秘書課長とし、投稿は秘書課で行います。

2 アカウント名は、「annaka_city」とします。

（アカウント運用者の明示）

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名を、安中市ホームページ上に明示します。

（アカウント運用方針の明示）

第5条 本運用方針を安中市ホームページで明示します。

（コメントへの返信について）

第6条 コメントへの返信は原則として行いません。ただし、秘書課長が認めるものはこの限りではありません。

（免責事項）

第7条 投稿については細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。安中市公式 Instagram を利用することで生じた直接・間接的な損失について、安中市は一切責任を負わないものとします。

（その他）

第8条 本運用方針は、事前の連絡なく変更する場合があります。